

# 事務所通信

# えん

令和5年4月  
第73号

## CONTENTS

ごあいさつ	1
コラム『spring』	2
福利厚生費について	3
税制改正	4
相続税と贈与税	5
遺言の目的とその効果	6
お客様コーナー	7
割増賃金率の引上げについて	8
コラム	9
Excel 活用術	10
湯ったり！寄ったり！ 行ってんべ！！	11
税務カレンダー	12

## ごあいさつ

いつも事務所通信「えん」をご愛読いただき誠にありがとうございます。さて、今回よりメールでの配信もさせて頂いております。ご希望の方がおりましたら、当事務所までご連絡ください。お待ちしております。

今年の春前線は例年よりかなり早くやって来ました。本来ならば、こぶし辛夷、もくれん木蓮、はなみずき桜、花水木、山ボウシ、藤等と身近で順序良く咲いて、春から初夏へとの移り変わりを、味わうことのできる、もっとも素晴らしい季節ですが、何か、あっという間に走り去って行ってしまったようです。もう少し、時間のゆとりを、味わわせて欲しかったと思うのですが！人生と同じように、何か自然も駆け足しているように感じられ、残念です！

3年に及ぶコロナウィルス感染症もようやく収束の兆しが見えて参りました。大きな影響を受けてしまった、社会も経済も早く立ち直り、安定さを取り戻すことができるよう願うばかりです。

経済面では長期化しそうなウクライナ情勢、大幅な円安、電力、ガス、資材等物価高により企業経営は苦しい状況が続くものと思われまます。金融機関の支店統廃合も進み、金融取引に影響が出てきております。資金手当てにおかれましては、一層の注意が必要かと思われまます。

国、県、市町村では補助金・助成金の種類を増やし予算も充実させて、制度の拡充をしております。当事務所でも出きる限りの応援をして行きたいと思っております。

取り巻く環境は厳しさを増すばかりかと存じますが、元気を出し、少しずつでも前進できますよう皆様方の御健康と御繁栄を願うばかりです。

所長 森 富夫

# Spring

## 赤城南面千本桜

4月の上旬に千本桜を見に行こうと、前橋の赤城南面千本桜に行きました。

ちょうど満開で日曜日ということもあり大混雑、家からの到着予定時刻は午後1時半でしたが3時間の渋滞の末、午後4時半くらいにようやく桜を見ることができました。

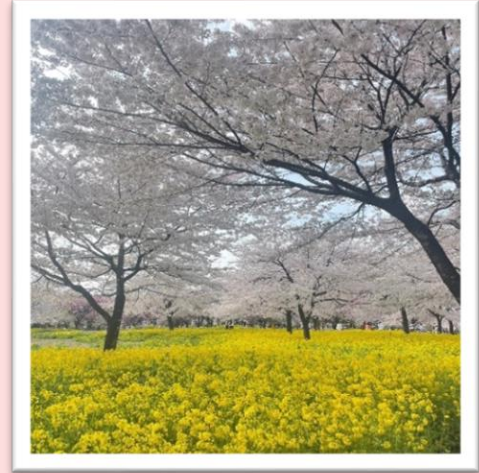
駐車場から歩いていると早速1.3kmも続く桜のトンネルが目の前に。菜の花畑も綺麗で、まさに絶景コラボ。屋台も出ており大道芸パフォーマンスもあったりして大勢の人で大盛り上がり！渋滞を乗り越えてまで行った甲斐がありました。

赤城南面千本桜は、「さくら名所100選の地」に選ばれ、毎年多くの観光客が訪れる前橋市を代表する桜の名所です。

来年皆様もぜひ、行ってみてください！午前中に行くことをオススメします^^；

私が行った次の日にCDTV生放送で歌手の森山直太朗さんが赤城南面千本桜で“さくら”を歌っていました。一日ズレて会えなかった、、惜しい…

藤生 将太郎



## 春に眠くなるのは「冬眠」習慣の名残？

春になると気候も暖かくなり、ついまぶたが重くなってしまふことがあるのではないのでしょうか？春にうたた寝が多いのは、どうやら気候がいいことだけが理由ではないみたいです。

一説によると、「冬眠から目覚めたために生じる反動」という説があります。

人間は冬眠こそしませんが、実は無意識のうちに体は冬眠する体勢に入っているようです。

例えば、冬になると人間の毛細血管は他の季節に比べて縮まり、エネルギーの消費を抑え、蓄えることで、冬眠に備えようとします。



そして春になると、その体勢が解除され毛細血管が全開になり、エネルギーがどんどん供給され消費されるようになります。その疲労のために、春先は眠くなりやすいのだそうです。

この私たちの体の冬眠現象は、ヒトに進化するずっと前の、まだ冬眠の習慣があったころの名残と言われているそうです。

渡邊 奈央美

# 福利厚生費について

福利厚生は大きく2種類に分けられ、法律によって定められている福利厚生費(法定福利費)と、会社が独自で設定している福利厚生費(法定外福利費)に区分されます。

法律によって定められている福利厚生費とは、社会保険費用や労働保険費用などにかかる費用すなわち法定福利費になります。一方、法定外福利費とは法で定められていない会社が独自に実施する福利厚生にかかる費用を指します。通常この法定外福利費のことを福利厚生費と呼んでいます。

会社が独自に実施している福利厚生というと、住宅手当や育児手当など金銭の支給や独自で設定した休暇の付与などの他、サービス施設の利用や忘年会・新年会の開催などがあげられます。しかし、従業員のための福利厚生にかかった費用がすべて福利厚生費として認められるわけではなく、給与扱いになるものもあります。

福利厚生費として計上するためには以下の要件を満たす必要があります。

- 給与ではない
- 全従業員を対象としている
- 金額が社会通念上、妥当である

上記の要件を満たしていても、さらに特定の要件を満たしていないと給与とみなされてしまうケースがあります。よくあるケースとして以下のようなものは注意が必要です。

## 1. 交通費

通勤に必要な交通費を通勤手当として支給する場合、定められた非課税交通費の範囲内であれば福利厚生費としての計上が出来ます。これを超えて支給してしまうと給与となります。

## 2. 社宅

会社が寮や社宅を従業員に貸与する場合、賃借料の50%以上を従業員から徴収していれば福利厚生費としての計上が出来ます。徴収が50%以下の場合には賃借料分が現物給与として給与課税されます。

## 3. 慰安旅行

従業員の慰安を目的とした旅行は以下の要件を満たしていれば福利厚生費として計上が出来ます。

- ・旅行の期間が4泊5日以内であること
- ・旅行に参加した人数が全体の人数の50パーセント以上であること
- ・不参加の従業員に対して金銭の支給が無いこと



福利厚生費は従業員のモチベーションアップや法人税負担の軽減等の効果が期待できます。しかし、福利厚生費のつもりが給与とみなされてしまうと所得税などが増加してしまい、せっかく実施しても効果が薄れてしまいます。福利厚生費として認められるための要件や範囲を把握して有効な使い方をしましょう。

川島 隆寛

# 税制改正

## NISA 制度について

令和5年度税制改正により令和6年から大きく変わる事についてご紹介いたします。改正では「貯蓄から投資へ」の観点からNISA制度の拡充と恒久化により投資しやすい環境づくりがなされています。



### 拡充の内容

- ☑ 非課税保有期間を無期限とする。(現行: つみたてNISAは20年間 一般NISAは5年間)
- ☑ 口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とする。
- ☑ 一般の投資信託を対象とする「つみたて投資枠」は年間投資上限額を120万円に拡充する。(現行: つみたてNISAは40万円)
- ☑ 現行の一般NISAを引き継ぐ「成長投資枠」を設け、年間投資上限額を240万円に拡充し、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。(現行: 一般NISAは120万円)
- ☑ 非課税保有限度額を新たに設定したうえで、1800万円とし、「成長投資枠」については、その内数として1200万円とする。

### 【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間 <sup>※1</sup>	制限なし(無期限化)		同左
非課税保有限度額 <sup>※2</sup> (総枠)	1,800万円※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
			1,200万円(内数)
口座開設可能期間	制限なし(恒久化)		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の 公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が 告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等 <sup>※3</sup>  (※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む 観点から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外)
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

- (※1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。
- (※2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。
- (※3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施。

川口 雅子

## 相続税と贈与税について

令和5年の税制改正により相続税法の改正がありました。

一つは、相続財産に加算する生前贈与を3年間から7年間にするという内容と二つ目は相続時精算課税を選択していた相続人等については相続時精算課税の適用をした年からすべての生前贈与を相続財産に加算していたものを各年110万円までは加算しなくて良いという、2つの改正です。

年間110万円を超えて贈与を受け、翌年の3月15日までに贈与税の申告をして贈与税を納める、いわゆる「暦年贈与」という贈与の方式です。また平成15年には、贈与者が亡くなった時(相続時)に、遺産である相続財産に、それまでの贈与分をすべて加算し、相続税で清算するという「相続時精算課税」が導入されました。

※相続財産(遺産)がたくさんある方は、生前に贈与をすることで相続税を安くする(節税)という方法の効果を減殺するという意味もあって贈与税の税率は高く設定してあります。

従来の生前贈与を使った相続対策として、毎年110万円以内もしくは低税率での暦年贈与を行い、3年を超えた部分の贈与を相続財産に加算させないという方法がとられていました。

また、相続時精算課税は相続対策とはならないことから、経済的な理由等でどうしても生前贈与が必要になり通常の贈与税が納税できない場合など限定的な利用となっていました。

今回の税制改正により、暦年贈与が7年間相続財産に加算されることと相続時精算課税が毎年110万円分相続財産に加算されないということとなったため、従来の生前贈与を使った相続対策は効果が弱くなったといえます。毎年110万円以内での贈与を行っていた高齢者(はっきり言えば7年以内に亡くなる可能性の高い方)の贈与者は相続時精算課税を利用した方が節税効果が高くなることとなります。

令和6年1月1日の贈与からこの制度が施行されますので、令和5年は110万円の暦年贈与を行い、令和6年から相続時精算課税の届をして110万円の贈与を行うという方法を選択する方が増えると思われる。

ただし「相続時精算課税」は贈与者がその年の1月1日現在で60歳以上、受贈者が同様に18歳以上である必要がありますので注意が必要です。また相続時精算課税の毎年110万円の控除は受贈者(貰った人)ごとに判断するため、両親から精算課税を適用をした場合は両親併せて110万円までしか控除できませんので、この点も注意してください。



相続対策と贈与は制度が複雑ですので、将来の相続税について関心のある方で、生前贈与を行うときには税務の専門家に相談される事をお勧めします。

税理士 武井 秀樹

# 遺言の目的とその効果

遺言は、何のために行うものなのか  
また、どのような効果があるのですか



遺言は、遺言に書いた一定の事項が、その遺言をした人の死後に法的に実現することを法的に保障する制度です。

この場合の一定の事項は、①非嫡出子の認知などの身分に関する事項と、②遺産の処分など財産の処分に関する事項の2つに大別することができますが、このうち、通常問題とされるのは、②の遺産の処分に関する事項です。

すなわち、人が自分の死後に遺産をどのように処分するのか、つまり遺産のうち、誰にどの財産をどれだけ与えるかなど、遺産の処分の方法を具体的に定めて、文書(遺言書)にして残しておくことをいいます。そして、その人が死亡した後に、その遺言書に記載されているとおりに財産が処分されることが法的に保障されるというのが、遺言の制度です。

## 1. 遺言と相続

人が死亡すると、「その人の一身に専属したものを除きその人が生前に所有していた一切の財産は、その死亡の瞬間に相続人に承継される」(民法 896)のが原則です。

そして、その人が遺言書を残していなければ、民法で定める相続人(「法定相続人」という。)が、同法で定める法定相続分の割合にしたがって相続することになります。

しかしこの場合、法定相続人は、全員の協議によって法定相続分とは異なる割合によって遺産を分配することもできます。これを「遺産分割協議に基づく相続」といいます。そして、この遺産分割協議に基づいて取得した財産も、死亡した人(「被相続人」という。)から相続した財産に該当します。



これに対して、被相続人が遺言書を残していた場合には、その遺言書に記載されている人に対して、その記載どおりに財産が与えられることとなります。この場合に、その遺言によって財産を分け与えられる相手方(「受遺者」という。)は、個人であるか法人であるか、また、その受遺者が遺言をした人の法定相続人であるか法定相続人でない(他人)かは問いません。被相続人が遺言書で指定した法人または個人であるならば、誰でも受遺者となることができます。

このように、遺言によって遺産を死後処分として贈与することを「遺贈」といい、遺言によらない財産の移転を「相続」といいます。

## 2. 遺言することができる事項

遺言書に記載された事項が実現することを法的に保障されるのが、遺言の効果であり、遺言書の本質ですが、その場合に遺言することができる事項は、人の身分に関する一定の事項と財産の処分に関する所定の事項の2つに限られていることは前述したとおりです。したがって、これに該当しない事項は、遺言書に記載したとしても、法的には何の意味もなく、その実現の保障をすることはできません。

所長 森 富夫

このコーナーでは、森会計事務所の顧問先様をご紹介します！

## お客様コーナー

### ライトファーム

### 出雲 右京 様



#### 事業内容

農業

主な農作物：ネギ 米 なす ズッキーニ とうもろこし はくさい等

主な出荷先：JAや市場、契約卸売業者

#### 事業を始めたきっかけ

農業を営む会社で働いていたが、心機一転 独立した

#### これからの展望

良いものをたくさん作って、お客さんに喜んでもらいたい！！

取材時(4月上旬)は白菜の収穫後で、東の間の休息時期との事で畑にはネギがあるのみでしたが、ライトファームのインスタグラムでは収穫した野菜たちがたくさん載ってました！この写真はほんの一部ですので、是非インスタグラムを覗いてみてください！



取材 大谷 佳夫里



割増賃金率の引上げについて

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は 50% (2010年4月から適用)  
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに50%  
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

社員の長時間労働が常態化している中小企業では、人件費が大幅に増加することが懸念されます。また、そもそも長時間労働を放置することは、業務災害やメンタルヘルス不調を引き起こすリスクにも繋がるため、長時間労働の削減について、一度考え直す良い機会となって頂ければと思います。

森 理英子



## 『病は気から』

医学の発達は刻々と進んでおり、どこか具合が悪くなると検査をしましょう、ということになり、〇〇の値が高いとか低いとかデータの分析によって病名を特定することが一般的となってきました。又、早期発見の為に人間ドッグや定期健診などを受ける人が増え、病気に対する意識も違ってきた様に思えます。



そんな折、友人と話していて「病は気から」という言葉がふと出てきました。その時の私の頭の中は、負の要因で埋まっていました。口から出てくるのは恨みつらみばかりで、話していて私ってなんて嫌な奴なんだろうと思いました。「こんな事ばかり言っていると病気になっちゃうよね」と言った私に、「そうだよ、昔から病は気から、って言うだろう」とAさんは答えてくれました。うーん、そうだ。気の持ちようだ。考え方を変えよう！友人の一言はしばらく忘れていた大事なことを思い起こしてくれる一言でした。自分の気持ちは自分でしかコントロールできません。それは血液検査にもレントゲンにも出てこないエネルギーです。

漢方でも人間の体は「気・血・水」によって成り立っていると考えられているそうです。

「気」は生活していくうえで、大事な要素なんですね。今さらながら…

相澤 順子

## 特定建設業許可等を要する下請金額の下限の引き上げ

令和5年1月より、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)が改定され、特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請金額が、4,000万円(建築工事一式は6,000万円)から4,500万円(建築工事一式は7,000万円)に引き上げられました。

建設業では、最初の注文者(発注者)から直接請け負った1件の建設工事について、下請金額の合計が4,500万円以上となる下請契約を締結して、下請負人に施工させる場合、特定建設業の許可が必要となります。



今回の下請金額の引き上げは、一般建設業の許可を受けている業者から見れば、下請金額の合計が4,500万円未満であれば特別建設業の許可がなくても、現状の一般建設業の許可で工事を請け負えることになり、受注条件が緩和されたこととなります。今後も様々な改正が行われると考えますので注意が必要と思います。

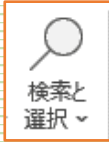
中島 良典



## EXCEL 活用術

### <条件に当てはまる単語を検索する>

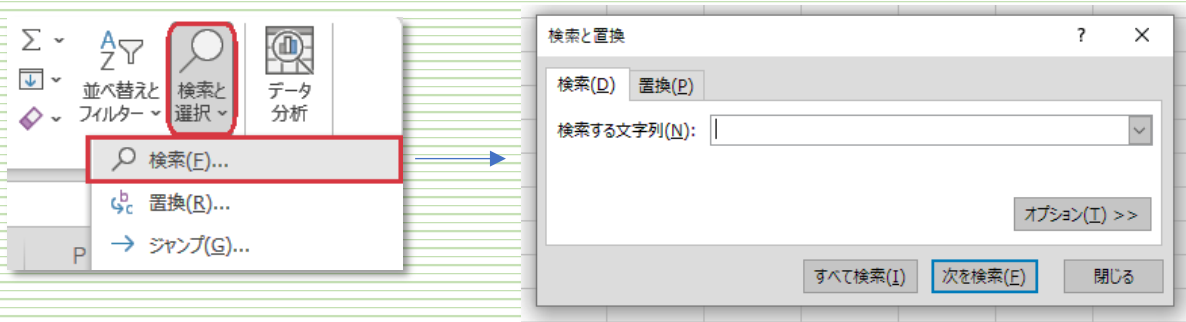
エクセルで作成した名簿のなかから、特定の人の名前を探したい時などは「検索」機能を使います。



基本的な検索方法は[検索と選択]ボタン(左図)をクリックして[検索]を選び、「検索する文字列」に検索したい単語をそのまま入力して探す方法です。今回はそのほかに、便利な検索条件の設定を紹介します。

#### ●一部の文字だけを指定して探す(名前の一部の漢字がわからないとき等)

[検索と選択]ボタンをクリックして[検索]を選び、[検索と置換]画面を表示する。

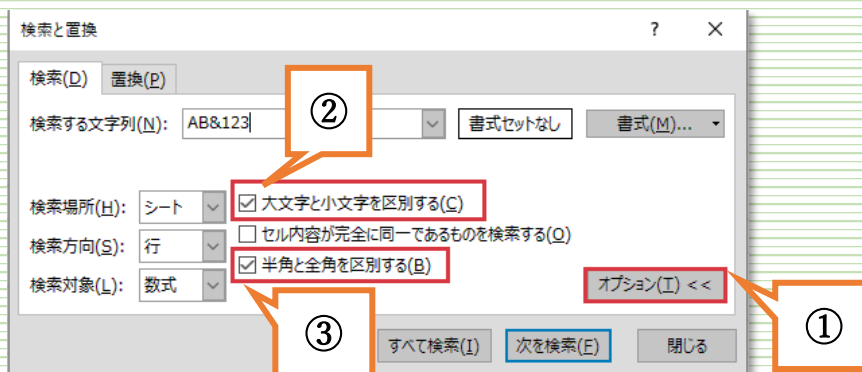


「検索する文字列」に検索したい文字を入力しますが、わからない部分に「?」の記号を入れます。

例えば、大泉太郎さんを検索したいが「太」の文字に自信が無い時、「大泉?郎」と入力して「次を検索」をクリックすると「大泉○郎」に当てはまる人が検索結果に選択されます。

#### ●英字、記号、数字の全角と半角の区別をつけて探す

[検索と選択]ボタンをクリックして[検索]を選び、[検索と置換]画面を表示する。



- ① [オプション]をクリックする
- ② 大文字と小文字を区別して検索したい時は[大文字と小文字を区別する]にチェックをつける
- ③ 半角と全角を区別するなら[全角と半角を区別する]にチェックをつける

依田 一恵



# 税務・労務カレンダー

	税務	労務
5月	<input type="checkbox"/> 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………5月10日(水)まで <input type="checkbox"/> 個人住民税の特別徴収税額の通知……………5月31日(水) <input type="checkbox"/> 3月決算法人の確定申告と納税……………5月31日(水)まで <input type="checkbox"/> 9月決算法人の中間(予定)申告……………5月31日(水)まで	<input type="checkbox"/> 4月入社社員の雇用保険資格取得届の提出締切日……………5月10日(水) <input type="checkbox"/> 4月分の社会保険料の口座振替日……………5月31日(水)



・自動車税は、4月1日現在の自動車所有者に対して課税されますので、期限までに納付しましょう。

6月	<input type="checkbox"/> 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………6月12日(月)まで <input type="checkbox"/> 所得税予定納税額の通知……………6月15日(木) <input type="checkbox"/> 4月決算法人の確定申告……………6月30日(金)まで <input type="checkbox"/> 10月決算法人の中間(予定)申告……………6月30日(金)まで	<input type="checkbox"/> 5月分の社会保険料の口座振替日……………6月30日(金) <input type="checkbox"/> 労働保険の年度更新手続きの受付開始……………6月1日(木)～7月10日(月) <input type="checkbox"/> 高齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の作成 ……6月1日(木)～7月18日(火)
----	--	--

- ・6月支給の給与から新年度の個人住民税の特別徴収が始まりますので、給与明細などへの記載を確認しましょう。
- ・賞与を支給した時は、「健康保険・厚生年金被保険者賞与支払届」を支給日から5日以内に所轄の年金事務所に提出しましょう。
- ・4月に昇給等を実施した場合は、健康保険・厚生年金保険の「被保険者報酬月額変更届」の提出の要否を確認しましょう。
- ・労働保険の年度更新手続きの際に、雇用保険の加入手続き漏れや保険料控除もれがないか確認しましょう。

7月	<input type="checkbox"/> 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………7月10日(水)まで <input type="checkbox"/> 納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納付……………7月10日(水)まで <input type="checkbox"/> 5月決算法人の確定申告……………7月31日(月)まで <input type="checkbox"/> 11月決算法人の中間(予定)申告……………7月31日(月)まで <input type="checkbox"/> 固定資産税第2期分の納付……………7月31日(月)まで	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出締切日 ……7月10日(月) <input type="checkbox"/> 労働保険の年度更新手続きの締切日……………7月10日(月) <input type="checkbox"/> 高齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の提出締切日……………7月18日(火) <input type="checkbox"/> 6月分の社会保険料の口座振替日……………7月31日(月)
----	---	---

- ・試用期間終了に伴う対応  
4月に入社した社員の試用期間を3ヶ月としている企業では、特段の問題がなければ7月から正式採用へ準備しましょう。
- ・社員が業務上の事故・疾病で4日未満の休業をした場合には、3ヶ月ごとにまとめて労基署に報告しなければなりません。4～6月分の提出期限は7月31日(月)までに。※但し、休業4日以上のもはその都度報告が必要。